

適合性評価の制度等について

—ISOに基づく枠組等の紹介—

このPDFは、EUのeIDAS規則の適格eシールを付すことにより、
確かに当協会が発行したものであることが保証されています。

2021年4月16日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
常務理事 山内 徹

自己紹介

山内 徹

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)
常務理事・インターネットトラストセンター長

【経歴】

- 内閣官房IT担当室、経済産業省等においてIT政策及び基準認証政策の企画立案に携わった後、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター主席研究員を経て、2015年6月より、現職。
- 2018年4月より、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC) 代表理事を兼務。
- 2021年4月に、情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所客員研究員に就任。

トラストサービスの適合性評価に関する議論

■政府は、包括的なトラストの枠組みの検討に向けた円滑な論点整理を行うため、データ戦略タスクフォースの下に「トラストに関するワーキングチーム」を設置し、4月8日に第1回会合を開催したところ。

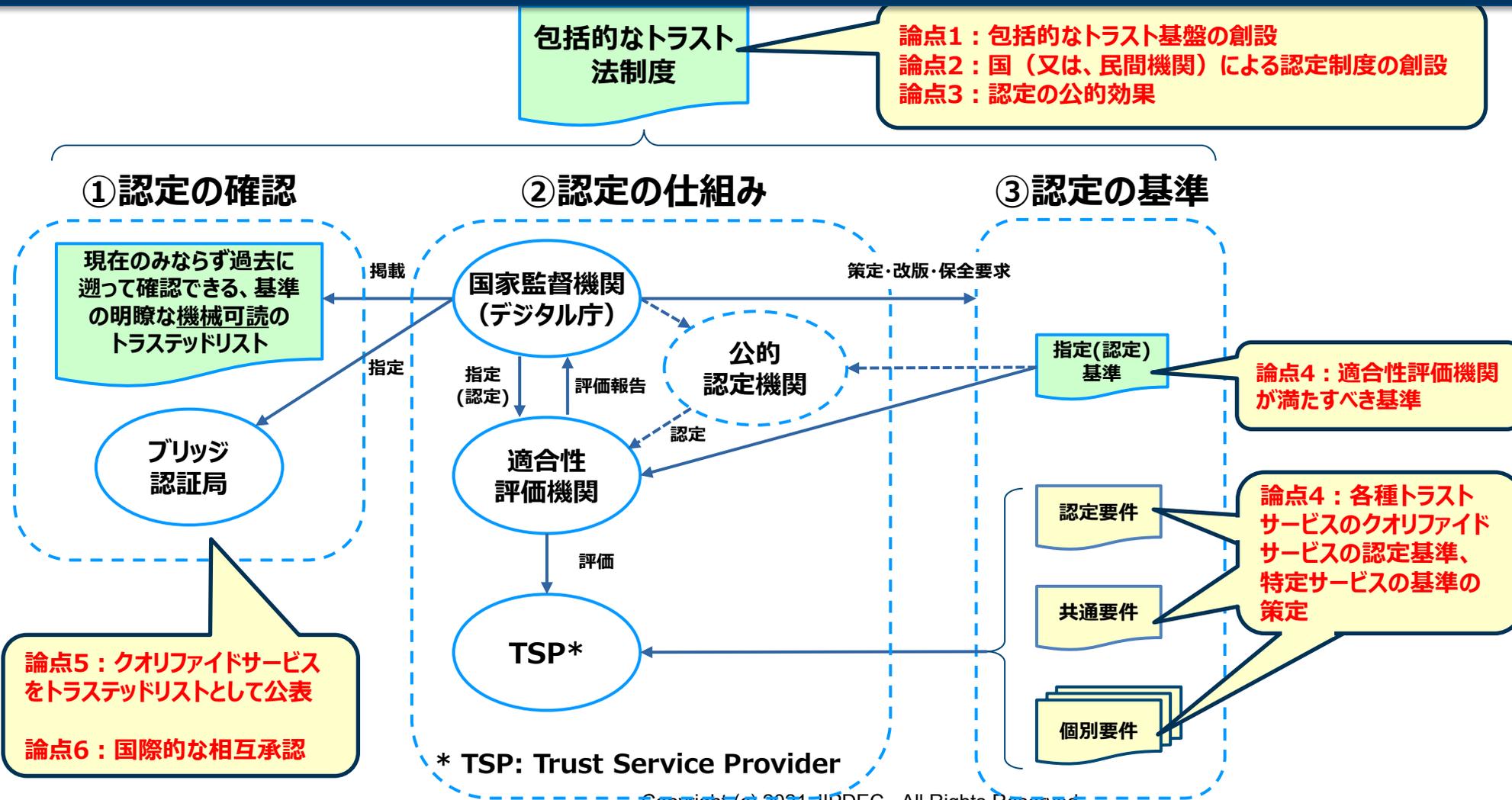


■同ワーキングチームでは、論点として、トラストサービスの認定、評価基準の策定、国際的な相互承認等が挙げられている。

➡国として、トラストサービスの適合性評価の制度のあり方について、議論していくことになる見込み。

トラストに関するワーキングチームでの検討

DFFT実現のための国際的に通用する包括的なトラスト基盤の公的枠組みの具体的な検討が必要ではないか。



※データ戦略タスクフォーストラストに関するワーキングチーム（第1回）資料7
 「データのトラストの枠組み検討の主な論点」スライド12より引用

適合性評価とは何か？

- 製品やサービス(工程・システム)等を、規格や基準に基づいて評価することを「適合性評価(Conformity Assessment)」と呼ぶ。
 - 製品の規格への適合性を評価する「製品認証」
 - 溶接技能者等人の技量に関する規格への適合性を評価する「要員認証」
 - 組織の品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメント等の規格への適合性を評価する「マネジメントシステム認証」
 - 科学的な方法による「試験・校正」
 - 簡単な装置あるいは五感による判断を含めた「検査」

出所：公益財団法人日本適合性認定協会ホームページより抜粋・一部加工

- トラストサービスの適合性評価は、サービスに対する認証であり、ISO/IECの適合性評価の制度では、「製品認証」と同様の扱い。

適合性評価機関とは何か？

- 適合性評価を実施する機関(Conformity Assessment Body)であり、略して**CAB（キャブ）**と呼ばれる。
 - 欧米の**CAB**の源流は、19世紀以降の産業の発展と密接な関係。
 - テュフ・ラインランドグループ（ドイツ）：蒸気ボイラーの安全の保証。
 - UL LLC（米国）：シカゴ万博での大量の電球使用による火災を危惧した保険会社が、電気技師に試験方法の立案と試験実施を依頼。
 - BSIグループ（英国）：英国規格協会から適合性評価の事業部門を分離独立。
- (注)現代の大手適合性評価機関は多国籍企業。
- 日本の**CAB**の大半は、各省庁の法令に基づく指定検査機関等を出自とし、特定分野での活動が多く、海外への事業展開は殆どない。

(注) **CAB**は、適合性評価を実施する機関(Conformity Assessment Body)の略

CABが満たすべき基準

■ 国際的な活動を行う複数のCABの力量を同等に保つために、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準化会議（IEC）により、CABの要求事項が国際規格として作成されてきた。

- ✓ 要員認証機関に対する要求事項：ISO/IEC 17024
- ✓ 試験所に対する要求事項：ISO/IEC 17025
- ✓ マネジメントシステム認証機関に対する要求事項：ISO/IEC 17021-1
- ✓ 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項：ISO/IEC 17065

.....

■ 日本では、これらの国際規格はJIS化され、国内認定機関（(独)製品評価技術基盤機構認定センター、(公財)日本適合性認定協会等）によるCABの認定活動に利用されている。

(注) CABは、適合性評価を実施する機関(Conformity Assessment Body)の略

ISOに基づく適合性評価の枠組

認定機関 (Accreditation Body: AB)

認定機関に対する要求事項
ISO/IEC 17011



認定基準 (適合性評価機関に対する要求事項) の例

- ・マネジメントシステム認証機関に対する要求事項 : ISO/IEC 17021-1
- ・製品認証機関に対する要求事項 : ISO/IEC 17065

適合性評価機関
(Conformity Assessment Body: CAB)

認証基準 (マネジメントシステム要求事項) の例 :

- ・品質マネジメントシステム : ISO 9001
- ・情報セキュリティマネジメントシステム : ISO/IEC 27001



組織が構築・運用する
マネジメントシステム



認証基準 (製品に対する要求事項) の例

- ・鉄筋コンクリート用棒鋼 : JISZ 3112
(ISO 6935-1及びISO 6935-2を基とする)

製品、サービス等



トラストサービスの適合性評価に関する論点

【論点その1】

国際的な相互承認を実現するために、トラストサービスのCABが満たすべき要件として、国際標準等に準拠した国内標準を策定すべきか。（それは、製品、サービス等に対する基準でよいか。）

【論点その2】

上記の国内標準を作成した場合、トラストサービスのCABを評価・認定する仕組み（Accreditation）を、国内でどのように構築するか。

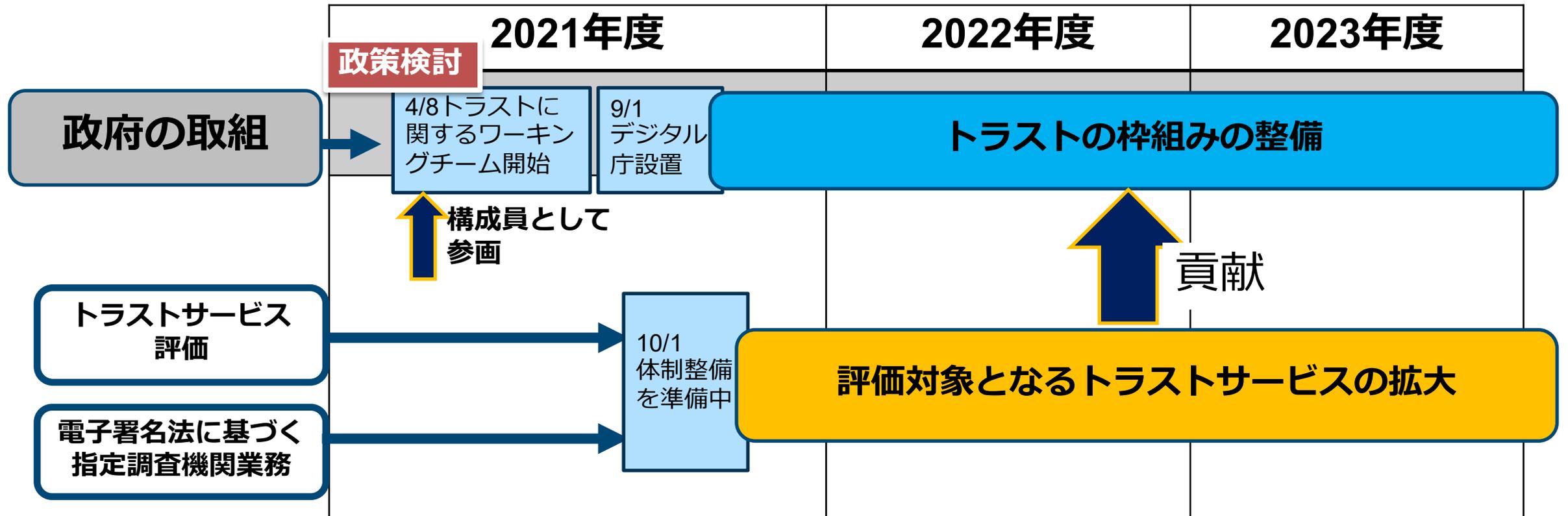
（注）CABは、適合性評価を実施する機関(Conformity Assessment Body)の略

ご紹介

JIPDECのトラストサービスへの取組

トラストサービス評価事業の体制整備(予定)

■デジタル庁主導による「トラストの枠組みの整備」に呼応して、トラストサービス評価機関としての活動を充実。



**トラスの実現を目指して、
前進しましょう！**

**JIPDEC**

● お問い合わせ先

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
インターネットトラストセンター

03-5860-7562

itc-info@tower.jipdec.or.jp